平成２４年（フ）第１１７８６号
埼玉県所沢市向陽町2174番地Ｃ―209
破産者　藤田　和久
1　決定年月日　平成25年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１７８７号
埼玉県所沢市向陽町2174番地Ｃ―209
破産者　藤田　弘美
1　決定年月日　平成25年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１７９４号
千葉県市川市真間２丁目18番３号
破産者　有限会社ジュエリーティアラ
1　決定年月日　平成25年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１７９５号
栃木県那須塩原市西新町117―964―Ⅰ―202
破産者　山本　正子
1　決定年月日　平成25年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１７９８号
東京都杉並区上荻２丁目９番19号　スカイコート荻窪５、206
破産者　株式会社ベイ・テクノロジー
1　決定年月日　平成25年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１８０９号
埼玉県比企郡吉見町大字北吉見1537番地18
破産者　サンフレンズ・システムサービス株式会社
1　決定年月日　平成25年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１８１０号
埼玉県新座市西堀２丁目14―６　桑田方
破産者　福角　圭司
1　決定年月日　平成25年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１８１４号
東京都豊島区池袋２―50―９、商業登記簿上の本店所在地東京都渋谷区千駄ケ谷５丁目27番９号
破産者　株式会社チェンジマネジメントシステム
1　決定年月日　平成25年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１８４２号
東京都大田区中央８丁目31番８号
破産者　有限会社梅村
1　決定年月日　平成25年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１８４３号
東京都大田区中央８丁目31―８―101
破産者　梅村　秀夫
1　決定年月日　平成25年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１８４４号
東京都大田区中央８丁目31―８―101
破産者　梅村　靖子
1　決定年月日　平成25年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１８４６号
東京都杉並区西荻北３丁目22番21号
破産者　有限会社アテン
1　決定年月日　平成25年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１８４７号
東京都杉並区西荻北３丁目22―21　ホープハイツⅡ103
破産者　佐藤　洋行
1　決定年月日　平成25年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１９２６号
埼玉県春日部市備後西３丁目11番52号208
破産者　有限会社モロハシ・コーポレーション
1　決定年月日　平成25年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１９２７号
埼玉県春日部市備後西３丁目11―52―208
破産者　諸橋　邦彦
1　決定年月日　平成25年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１９８６号
東京都中央区日本橋浜町３丁目35番５号
破産者　株式会社アイビッツ
1　決定年月日　平成25年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１９８７号
神奈川県川崎市中原区小杉町３丁目７―１―602
破産者　玉木　高典
1　決定年月日　平成25年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２０２１号
千葉県八千代市大和田588―３
破産者　野島　英行
1　決定年月日　平成25年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２０２８号
東京都板橋区大山東町52番７号
破産者　株式会社花牧農協会
1　決定年月日　平成25年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２０８９号
東京都葛飾区金町６丁目12番13―903号セザール金町、商業登記簿上の本店所在地埼玉県さいたま市浦和区岸町５丁目８番６号202
破産者　有限会社ライド
1　決定年月日　平成25年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２０９０号
東京都葛飾区金町６丁目12―13―903
破産者　福田　　充
1　決定年月日　平成25年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部